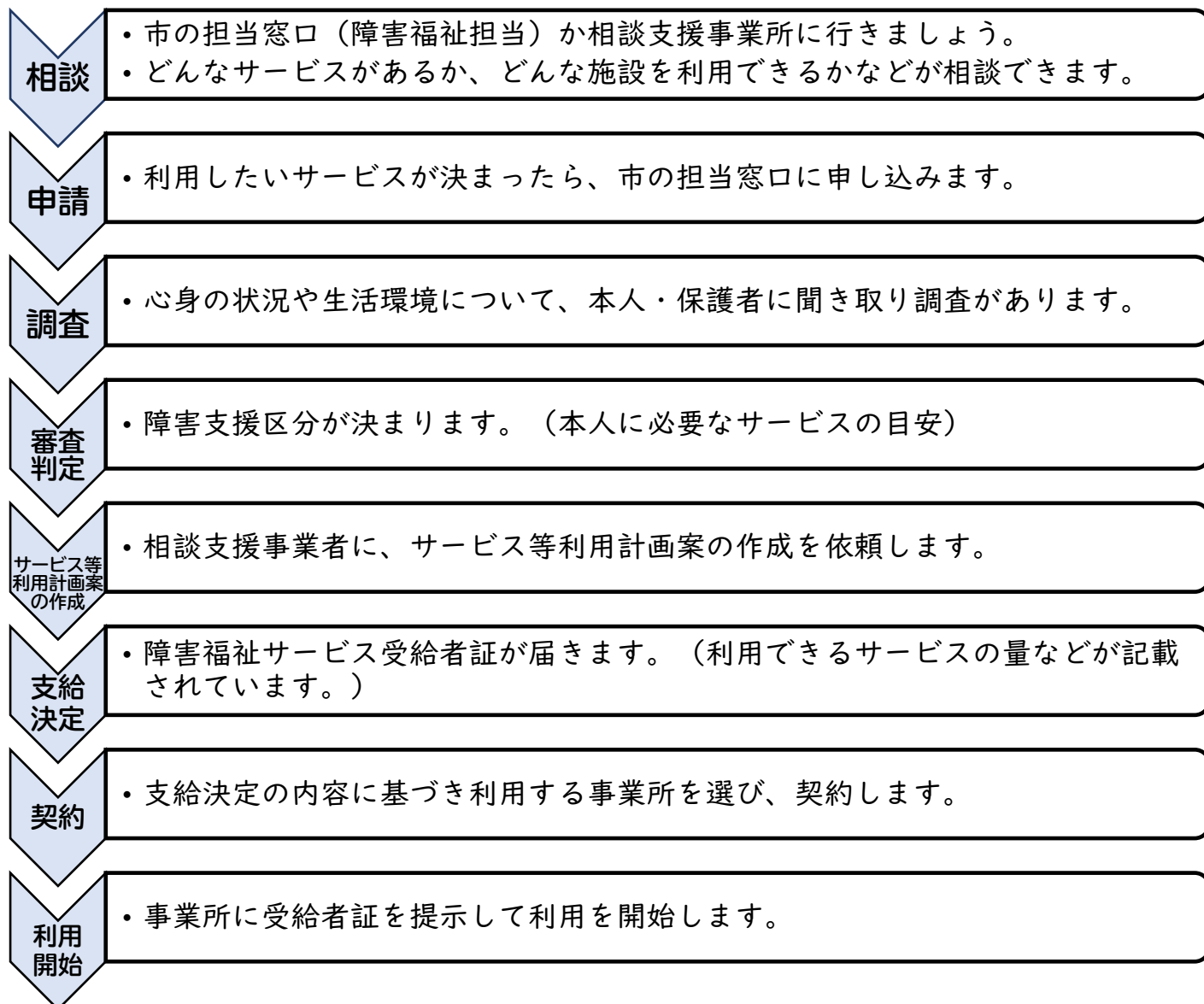


障害福祉サービス まとめ

利用目的	サービス名	主な内容	対象
働く	就労移行支援	一般就労したいけれどもう少し力をつけたいという方が、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。2年間の利用期限があります。	18歳以上
	就労継続支援A型(雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知職及び能力の向上のために必要な訓練を行います。事業所と雇用契約を結んで働くので最低賃金が保障されます。	
	就労継続支援B型(非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供します。生産活動などを通して、知識および能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。	
日中活動	放課後等デイサービス	学校在学中の障害児が学校後や長期休暇中に通う事が出来る施設です。生活能力向上のための様々なプログラムが行われています。	児童
	日中一時支援	家族などの介護者の理由(疾病、出産、冠婚葬祭、学校等の公的行事および旅行等)や在宅障害児の放課後対策として、指定施設で一時的(泊を伴わない)に預かります。	児童 18歳以上
	生活介護	日中活動の場として、入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。	18歳以上 障害支援 区分3以上
	自立訓練(機能訓練)	身体に障害のある人が、身体を上手く動かすことが出来るように訓練を受けることができます。	18歳以上
	自立訓練(生活訓練)	障害のある人が、地域での生活で困らないように自分で身の回りのことをする訓練を受けることができます。	
住む	施設入所支援	日常生活の手伝いを受けながら施設で暮らすことができます。	18歳以上 障害支援 区分4以上
	共同生活援助(グループホーム)	共同生活を行う住居です。世話人や生活支援員から相談や日常生活上の援助を受けることができます。	18歳以上
相談・生活サポート	短期入所(ショートステイ)	家族に用事があるときなどに施設に短期間泊まることができます。	児童 18歳以上
	移動支援	屋外での移動が難しい人の自立や社会参加を助けるために、外出するときの移動の支援をします。	
	相談支援事業	障害福祉サービスを利用するための計画の作成を行います。また、利用する事業所を探すお手伝いや利用開始した後の相談などをおこないます。	

障害福祉サービスを利用するには



学区内の市役所 担当課

市役所	担当課	住所	電話番号
筑西市役所	保健福祉部 障がい福祉課	筑西市丙360	0296-24-2105
桜川市役所	保健福祉部 社会福祉課	桜川市岩瀬64-2	0296-75-3126